

平成23年度町田市教育委員会
第3回定例会会議録

1、開催日	平成23年（2011年） 6 月 3 日		
2、開催場所	第三、第四会議室		
3、出席委員	委 員 長	富 川 快 雄	
	委 員	岡 田 英 子	
	委 員	井 関 孝 善	
	委 員	高 橋 圭 子	
	教 育 長	渋谷 友 克	
4、署名委員	委員長		
	委 員		
5、出席事務局職員	学校教育部長	白 井 一 生	
	生涯学習部長	守 谷 信 二	
	学校教育部次長	小瀬村 利 男	
	（兼）教育総務課長		
	施設課長	佐 藤 卓	
	施設課学校施設管理センター担当課長	平 本 進	
	学務課長	飯 島 博 昭	
	保健給食課長	高 橋 良 彰	
	保健給食課課長補佐	狩 野 紀 子	
	指導課長	小 池 慎一郎	
	指導課教育センター担当課長	谷 博 夫	
	指導課担当課長	吉 川 清 美	
	統括指導主事	安 齊 和 樹	
	指導主事	高 橋 博 幸	
	生涯学習部次長	古 木 洋	
	（兼）生涯学習課長		
	生涯学習課文化財担当課長	神 田 貴 史	

生涯学習部図書館担当部長	尾留川 朗
(兼) 図書館長	
図書館市民文学館担当課長	田 中 英 夫
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	近 藤 裕 一
図書館課長補佐	吉 岡 一 憲
公民館長	熊 田 芳 宏
公民館課長補佐	小 林 正 広
書 記	高 橋 由希子
書 記	新 井 裕 美
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第27号	町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第28号	町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命について	原 案 可 決
議案第29号	町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の任命及び解任について	原 案 可 決
議案第30号	町田市特別支援教育推進委員会委員の任命及び解任について	原 案 可 決
議案第31号	第27期町田市社会教育委員の解嘱および委嘱について	原 案 可 決
議案第32号	町田市文化財指定基準の制定について	原 案 可 決
議案第33号	都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第34号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原 案 可 決
請願第5号	歴史教科書の採択にあたっての請願	不 採 択
請願第6号	神話記載の歴史教科書の採択を	不 採 択
請願第7号	歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）	不 採 択
請願第8号	公民教科書採択に関する請願	不 採 択

請願第 9 号	教科書採択に関わる教育委員会の役割に関する請願	趣 旨 採 択
請願第10号	教科用図書調査協議会の公開に関する請願	不 採 択
請願第11号	教科書採択決定日の日程延長に関する請願	不 採 択
請願第12号	教科書採択の書式改善に関する請願	不 採 択

7、傍聴者数 22名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより町田市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の変更をお願いしたいと思います。本日は請願が 8 本提出されておりますので、議案審議事項を日程第 1、月間活動報告を日程第 2、報告事項を日程第 3、このように進めていきたいと思います。日程第 1、議案審議事項のうち、請願第 5 号から請願第 12 号までを先に審議をしたいと思います。請願第 12 号までの審議が終了した時点で休憩をとりまして、以下、議案第 27 号から議案第 32 号までを審議し、議案第 33 号につきましては、人事案件でございますので、非公開として、日程第 3、報告事項終了後、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

では早速、日程第 1、議案審議事項のうち、請願を先議いたします。

請願第 5 号「歴史教科書の採択にあたっての請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10 分の範囲でこれを許可したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 03 分休憩

午前 10 時 04 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 町田の教育をすすめる市民の会の事務局をやっております本町田に住む■■■■と申します。

私は昭和 20 年、終戦の年に小学校に上がりまして、夏休みで終戦になりました。2 学期以降やったことという、まずそれまで使っていた教科書に墨を塗って、いろいろな記述を消していくという経験をいたしました。それから、直接関係ありませんが、2 年生なんかでは、今の新聞のような形の印刷物が配られて、それをページに従って、自分たちで切って、折って、教科書として使うというふうな経験をしておりますが、とにもかくにも戦争が終わって、今度は新しい憲法のもとで、平和な国、民主主義の国として日本がスタートするんだということですとずっと育ってまいりました。

しかし、最近の動きとして、特に 5 月の教育委員会も傍聴させていただきましたが、その教科書を買って読ませていただきましたが、そういう墨で塗りつぶした歴史に逆戻りするようなことかなと思いました。

いろいろありますが、1 つ例を挙げますと、日本が近代、日清、日露、満州事変から日中戦争、第 2 次世界大戦へと戦争を繰り広げてきましたけれども、それはすべて日本が外国に出かけて行って、朝鮮半島に、満州に、北京に、南京に、遠くは「ビルマの豎琴」の話もあるように、ビルマ、インドネシアのほうまで出かけて行って、現地の住民の方たちにたくさんの被害を与え、その流れの中で台湾を植民地にし、朝鮮半島も植民地にしたという戦争でした。ですから、決して日本の国を守るための戦争とは言えないのではないかと感じております。

こういう流れは、当時は世界中がそういう流れだったわけですがけれども、第 2 次世界大戦が終わって、やはりこれはよくないということで、ヨーロッパ諸国、アメリカも、アフリカやアジアにたくさん持っていた植民地を全部独立させ、どんな国もどんな人々もみんな平等だという考えで、ずっと今日につながっていると思うのです。そういうことから言って、世界の歴史の流れに逆行するような日本独自の考え方の教科書というのは、町田の子どもたちにふさわしくないのではないかという感じを持ちました。

また、私は嘱託まで含めて 40 年余り中学校の教員をやってまいりましたが、実際に教える立場で、ここのところはどうも説明しにくい、何か写真があるといいよねとか、そういうふうなことをたくさん思っているわけで、現実には私の時代には、学校に教科書が来て、1 週間ぐらいあって、仲間と一緒にいろいろ検討したのですがけれども、そういう直接教え

る立場の現場の声をぜひ反映させていただきたいなと思っています。

あと、私が町田に住んで 40 年近くなるのですけれども、最初は福祉のまち、町田ということで、近くの薬師池公園とかリス園、そういうところで、ハンデを持つ方々も一緒に市民と交流しながら生活しているというので、いいところだななんて思ったのですけれども、ここ 10 年くらい、社会教育のほうの市民大学とか公開講座とかでいろいろ勉強させていただきましたら、もっともっと深い町田の人々の生活の流れがあるんだなということを感じて、すごく愛着を持ったというか。

特に 1 つだけ言いますと、今の石阪市長さんとは直接つながっていないようだけれども、自由民権運動の中での石阪昌孝さんという野津田に住んでいた方は、初代の神奈川県議会の議長をやられたということです。そうすると、ここら辺は神奈川県との境目だから、そういう時代もあったのかなとか、あと、古い縄文遺跡とか、鶴川の横穴住宅とか、いろいろ知っていくと、町田はすごくいいところがいっぱいある町なんだなと思いました。そういうことを子どもたちも知っていくことによって、自分が育ったまちに対する愛着が持てるのではないかな。

特に今、東北のほうの大震災の中で、住むところを追われて、実際に住めなくなってしまっただけ避難している方々も、いつかはふるさとに戻りたいというふうに自分の育った町への愛着というか、誇りというか、そういうものはやっぱり人々の心にあると思うのですね。そういう点から言っても、ぜひ町田の歴史にかかわること、小学校で地理的なことでもやっておりますが、その記述があるような教科書を使ってほしいなと思いました。

あと、今もう教科書展示が開かれているようだけれども、そこに寄せられた市民の声に目を向けられて、ぜひ町田の子どもたちが豊かに、人間、皆、平等だという民主主義の考えのもとに育っていかれるような教科書の採択をお願いいたしたいと思ひまして、お願いいたしました。

以上です。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 10 分休憩

午前 10 時 11 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 5 号の意見陳述は終わりました。

これより請願第5号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願第5号について申し述べます。請願第5号は、歴史教科書の採択にあたっての請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第5号の請願項目は3つございます。

まず1つ目の項目は、教職員の意見を尊重し、それを反映させることであります。教科書採択に当たっては、教職員の意見を反映させるために、教科書の見本本を全中学校を1週間ごとに巡回させ、各学校の担当教科の教員に実際に調査研究を依頼しているものです。そして、各学校からの報告書とともに、町田市中学校教科用図書調査協議会からの報告、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料、保護者、市民の意見を参考にした上で、町田市教育委員会自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っております。つまり、教科書採択に当たっては、これまでも教職員の意見を十分に参考にした上で実施をされております。

次に2つ目の項目は、町田市の歴史について、関連する記述のある教科書を採択の対象とすることです。学習指導要領の社会科、歴史的分野の目標の4には、身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して、歴史に対する興味、関心を高め、さまざまな資料を活用して、歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てるとあります。この身近な地域の歴史として町田市を見てみると、例えば、町田市でも、木曽町周辺で石器が発見されたり、古墳が発見されたりしております。その他、鎌倉時代の城址も発見されております。これらのことも踏まえながら、従前から、そして今年度の教科書採択においても参考にするとところでございます。

最後に3つ目の項目は、多くの父母、市民が教科書展示場を訪れ、意見が出せるように、展示の日時、場所を広く明示することです。町田市における今年度の教科書展示会は、本日、6月3日から7月6日まで行われます。町田市教育委員会といたしましては、多くの保護者、そして市民の方々に教科書展示会においでいただくため、町田市教育センター、及び町田市役所森野分庁舎の2カ所を教科書展示会場として設けております。また、教育センターでは、土曜日、日曜日以外を開館し、森野分庁舎は水曜日、土曜日以外を開館することにより、森野分庁舎では日曜日にも来館していただけるようにしております。

なお、教科書展示会の周知につきましては、町田市のホームページでは5月26日から公開し、「広報まちだ」では6月1日号にて掲載しているところでございます。

以上のことから、町田市教育委員会といたしましては、請願第5号に関する3つの項目において、願意が既に実現されているものと考えております。

以上です。

○委員長 請願第5号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございましたら、各委員からよろしく願いたいと思います。

○井関委員 請願項目にあることはもっともなことだと思うのですが、町田市の歴史の記述ということで、歴史の教科書をまだ全部読んでないのでわからないのですが、町田市そのものはなくても、関連するものはあると思います。前回も、割合近いところとか、近いような伝承が取り上げられておりました。

以上です。

○委員長 そういうものがあるということですね。

○岡田委員 井関委員のおっしゃったように、請願の項目はそれぞれ大事なことだと思っています。

教職員の方々とお話ということで言うと、以前に比べまして、このごろ本当に現場の教職員の方と接する機会も増えましたので、例えば、具体的に言えば、小学校の国語の教科書を、昨年度、光村図書の本に変えました。その後で学校にお邪魔したときに、この新しい教科書はいかがですかというようなお話を、全員の方に聞くわけではありませんけど、先生にちょっと声をかけて、どうですかと確認することもございますし、私たち教育委員としては、現場の先生の声はやはり大変気にしているところでございます。ですので、今回、各学校1週間ずつで、大変短い期間ですが、先生方からの声は具体的に報告書に書いていただけると大変ありがたいと思います。

また、③にあります市民の方のご意見というのも大変気になるところでございますので、展示会は今日から開かれると思うのですが、ぜひ多くの方に足を運んでいただいて、なかなか会場が見に行きにくいというようなご意見をいただいているのですが、少しずつ何とか改善をしていって、日曜日にもあいている場所をつくったり、こちらのほう

としても、なるべく見ていただけるような努力はしているので、ぜひたくさんの方の意見を書いていただいて、すべての意見に目を通しておりますので、その辺のところは本当にご期待に沿えるようにしていきたいと思っております。

○高橋委員 請願にあります3つの項目は、私も大事なことで思っております。また、教育委員といたしましても、先ほど教育長がおっしゃった町田市の木曽町周辺での石器を見に行ったり、鎌倉時代の城址も、私たちも直接見に行つて、どういうものなのか知っておりますので、そういうことも子どもたちにぜひ伝えていただけるように、私たちもそういう観点でも教科書を採択していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性の教育長の説明では、請願者から提出をされている3つの請願項目については、既に願意が実現しているという説明がございました。各委員の発言もその線に沿って、できるだけ学校との触れ合いを密にとっている中で、それを使用しているときの感触とか、使い勝手とか、そういうことについても意見を聞いている。地域との関連も重視しながら、あるいは参考にしながら採択に臨んでいるということで、いずれも願意が既に実現されているという点で軌を一にしております。

そうということで、本請願につきましては、願意が既に実現されていると考えるということで、あえて採択の必要はないということで、不採択としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第5号につきましては、願意が既に実現されているということで不採択と決しました。

次に、請願第6号「神話記載の歴史教科書採択を」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 町田市小川■■■■の■■■■と申します。

今日、神話記載の歴史教科書の採択をという請願を出しましたので、この件につき、意見を陳述いたします。

委員長はもちろん私をご存じないと思いますが、4年前、つくし野中学校で道徳授業地区公開講座というのがありまして、私はそこで富川委員長のいろいろなお話を聞きました。そのときの学校に対する講評、講話、または学校の先生あるいは父兄に対して講演をなさいまして、私はそのときに、大変熱意を持ってこの仕事をされているというふうに感じました。

それで、翌年、石阪丈一さんが新市長になりましたときに、私は一市民として教育委員長の再任を申請いたしました。そういうことで、4年前に1度お目にかかっているということでございます。

今日は別の請願ではございますが、委員長及び教育委員会の委員の皆さんが、日ごろの活動をいろいろやったださるということに対して、まず感謝を申し上げたいと思います。

ところで、私の請願は、お読みになれば、別に簡単なことなので、すぐご理解いただけると思いますけれども、一応要旨をご説明したいと思います。

請願の要旨は、日本の神話のあらすじが記述され、生徒が興味を持ったときに読むことができる歴史教科書を選んでいただきたいということであります。日本の神話とは、縄文時代から日本列島に住んできた我々の祖先が、その発展の中でつくり上げた伝説といえますか、おとぎ話であるとは思っております。この中には、当時の人々の物の考え方や、何を崇拜し、何を恐れていたかが書かれていますし、自分たちの国がこうしてできたというルーツの物語でもあります。日本の長い歴史の中で、こういう神話があるという歴史的事実は、ほかのいろいろな歴史的事実と比べても大変意義あることだと思っております。そういうわけで、神話のあらすじが記述され、生徒が興味を持ったときに読むことができる、そういう教科書を採択していただきたいという趣旨でございます。

次に、こういうお話のときに、必ず、神話は科学的事実ではないので、神話を排除するという方が結構いらっしゃるのですけれども、外国の例を見ればわかりますように、キリストの復活ということは、処刑されたキリストがまた生き返ったという話であります。またギリシャの神話には、半人半馬の神といえますか、ペイローンという絵がよくございますが、そういうこともありますし、チンギス・ハンはオオカミの子であるというような神話もあるわけであります。どの神話も科学的な事実ではありませんけれども、創造的な内

容で人間の夢と理想をそこに描いているわけです。

日本には神話があるというまず史実がありまして、その中に夢膨らむような内容があるわけでありまして。ぜひ文化を大切にするという心で、神話のあらすじが記載されまして、生徒が興味を持って。すぐには興味が持てないかもしれませんが、しかし、あるとき興味があったときに、そこを読むことによって理解ができるような、そういう歴史教科書をぜひ選んでいただきたいと思いますというわけでございます。

また、別の見方をしますと、神話のある国というのは大変歴史の長い、しかも平和な国だと思います。小さな争いはあったと思いますが、外敵を退けて文化を継承する、そういう大きな平和があったからこそ神話が残る、場合によって、いわゆる日本の独特の文化というものを日本の中に生み出していると思います。

そういう意味で、町田市の人口は今 40 万人と言っていますが、日本の人口が、町田市の 40 万人あるいはその倍の 80 万人ぐらいと言われていた古代という時代があったわけですが、その古代に書かれた神話が今ありまして、神話の舞台の日本の列島の上に、私たち 1 億人が今生活しているわけでありまして、このことは個人として見れば大変な個性であると思います。世界の国々がいろいろありますが、日本という国の個性だと思います。そういう意味で、日本の神話は世界に誇るべき文化財でありまして、やっぱりこれを大事にしていきたい、これを継承していきたいと思います。自国の文化を尊重して、その教養、教養がなければ、外国の文化を正しく評価し、また尊重することはできないのではないかと思います。

そういう意味で、一般的なことを言いますと、日本文化の教養という形でいっても、やはりそのことを 1 つみんなが知っているということで、社会の中に比喻としていろいろなことが表現できるわけですが、最近は大変景気がよくないので、実態は違いますが、ちょっと昔は神武景気とか、岩戸景気とか、いざなぎ景気とか、そういう言葉もありまして、ここにあります神武とか岩戸とかいざなぎというのは、全部神話の中にある言葉でありまして、それを 1 つの比喻として使っているわけでありまして。

最近野球よりもサッカーが大変人気なんですけど、子どもに人気のサッカーの、日本サッカー協会のシンボルマークはカラスです。これは何なのかということですが、これも 1 つの教養だと思います。そういうわけで、神話のあらすじが記述され、生徒が後で興味を持ったときによく読むことができるような歴史教科書をぜひ採択していただきたい。これが私の今日のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 28 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 6 号の意見陳述は終わりました。

請願第 6 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 6 号につきまして申し述べます。請願第 6 号は、神話記載の歴史教科書の採択をとするものでございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願の理由の 1 つ目は、神話の内容を記述してある教科書を採択していただきたいとするものでございます。また 2 つ目は、神話の内容がわかるような記述のある教科書を採択していただきたいというものでございます。いずれも神話の記述がある教科書の採択を求めるものでございます。

中学校社会科学学習指導要領の（２）、「内容」の 2、古代までの日本の内容の取り扱いには、考古学などの成果を活用するとともに、神話、伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰や物の見方などに気づかせるように留意することとございます。そして、今回、教科書採択で対象となる教科書は、この学習指導要領の内容を踏まえた上で、学校教育法にのっとり文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合したものでございます。つまり、請願にございます「神話があるという事実をわざと無視すること」や、「神話の内容が判るような記述のある」等にあらかじめ限定されることなく、文部科学省が教科用図書検定基準に適合するとした適切な教科書の中から、町田市教育委員会が自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に採択することになります。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 6 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 請願第 6 号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。

○岡田委員 私、実は文化人類学という学問をやっておりましたので、世界のいろいろな国の創世神話とか伝承とか読んだ経験があります。そして今、 さんがおっしゃられた、神話は科学的な事実ではないということを言う人がいるけれどもという話には全く同感で、神話、伝承、それから日本でよく言われるおばあちゃんの知恵袋に至るまで、そこに真実があるということはもう重々承知しております。そうしたことを子どもたちに教えていきたいという気持ちも全く同感です。

これを、歴史の時間に限ることなく、国語、道徳、それからほかいろいろな学習機会があると思うのですが、教育全般を通して、子どもたちにそうしたものを知ってもらいたいというふうに望んでおります。図書館にもそうした本が置かれて、児童生徒がそういったものを読んでくれたらいいなというふうにも思っております。ですので、こういった神話とか、伝統とかいったものに関しては、歴史の時間に限らず、教育全般で子どもたちに伝えていきたいものだというふうに私は認識しております。

請願にあります、日本の神話のあらすじが記述された歴史教科書を選んでいただきたいというところになりますと、神話のあらすじが記述されないものを最初から採択の選択の中から排除することになりますので、これは文部科学省あるいは東京都の教育委員会のほうから、この中から選びなさいと言われているのに、町田市はそれについての記述が余らないものを最初から排除してしまうということであれば、これはやはり問題になると思います。そうした意味で、この請願は採択できないものというふうに私は考えます。

以上です。

○井関委員 先ほど教育長が終わり際に述べられたことと岡田委員が言われたことをただ言い直すだけという感じですけれども、夢膨らむ神話、その内容が記述されているものがないというのはよくわかりますが、これが第1の採択条件かということ、もうこれだけではないと思いますね。そのために選択基準がありますので、そういうことも考えていかなければいけないと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

各委員のご意見、いずれも神話の大切さについてはそのとおりであるということですが、あらかじめ神話を書いてある本というふうに特定をし、書いてない本を排除する

ことは、やはりまずいのではないか。あるいは、さまざまな教育活動全体の中で指導している部分もあるのだということで、神話や伝承、そういったものを大事にすることについては非常に理解ができるというご意見でございました。

したがって、先ほど教育長から、願意の実現性、妥当性という中で、「神話があるという事実をわざと無視すること」や、「神話の内容が判るような記述のある」等に限定されずに、基準に適合した教科書を責任を持って採択をしているのだということで、願意については不採択ということで説明がございました。請願第6号については不採択ということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第6号につきましては不採択と決しました。

ただいま地震がございました。

休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○委員長 再開いたします。

請願第7号「歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 それでは、ですが、お願いします。

最初の請願は、前回、先月にありました歴史教科書採択基準書の改良に関する請願が却下されましたが、その却下の理由が非常にわからない。私なりに理解した理由によれば、それは余りにもひどい理由ではないかというのが趣旨でございます。

請願の要旨をもう一遍言い直しますと、現在、教育委員会さんがお使いの調査研究委員会の報告書の様式では、全く粗過ぎて、形式的で、何も内容がわからない内容になっています。あれで学校の先生たちの意見とか何かがわかると思ったら、とんでもないことじゃないでしょうか。ただ形式的な話ばかりで、内容については何も書いてない。

ですから、その結果選ばれた教科書は、前回も言いましたが、歴史教科書を見たとき、ほかのものに比べれば旧大阪書籍がいいほうであるとは私も思いましたが、それでも問題点が多々あったわけです。ということは、検定を通っていても、学習指導要領から逸脱している教科書がいっぱいあるわけです。ですから、しばしば教育長がおっしゃる、検定を通過しているから学習指導要領は満たしているんだというご発言は、私は全くそう思いません。その具体的事例をさんざん挙げたわけです。

まず大きく言って却下理由の疑問が、問題点の認識ということと、予断を与えることを恐れるという2つの問題があったのですが、それに関して指摘させてください。問題点というのは、私が、検定を通過しているからといっても、実は学習指導要領の立場から見ると問題ですよという具体的事例を挙げたわけですね。7項目挙げました。その7項目の事例に対して、教育委員会さんのご見解を1つ1つお示しくださいと質問をしました。ところが、お答えは、それは個別事項なので、それをやると予断を与えることになるから答えることはできないとおっしゃられました。

ということは、市民が、問題があります、問題の具体例は例えば7つあります、こう言ったことに対して、答えませんと言っているわけですね。それは市民を冒瀆しているんじゃないでしょうか。私はそう受け取りました。「問題があります」と言って、「問題はないですよ」という返事もあり得るわけで、その場合は、その理由を述べてください。それはごく自然な発想でしょう。それに対して答えることができませんという答えは、まるでおかしいではないでしょうかということが1つです。

それと、しばしば言われる、検定を通過しているからよろしいというのは、それは理由になりません。そういう返事は一切お断りしますということです。だって、検定を通過している教科書の中で、学習指導要領の立場から見たら、明らかにおかしいというのがあるわけです。現に旧大阪書籍の教科書では、「大和朝廷」と書きなさいとあるのに、「大和王権」とわざわざ書いている。これは明らかに学習指導要領無視です。

それから、先ほどから話題になっている神話の話にしても、教育長が先ほど述べられました、これらの神話は当時の信仰や物の考え方を示していますというのは、気づかせるよ

うに留意しなさいと書かれているわけです。教育長のご発言から、教育長は教科書を読んでないのではないかと疑わざるを得ません。なぜかならば、当該教科書、大阪書籍の教科書は、神話に関しては、内容の説明は全くありません。たった6行です。それから、古事記や日本書紀、その説明もたった3行です。

「古事記や日本書紀におりこまれたこれらの神話は当時の信仰やものの考え方を示しています」。これでは、学習指導要領が「当時の信仰や物の見方などに気付かせるよう留意」しなさいと言っているのに対して、教科書の説明は、「当時の信仰やものの考え方を示しています」では、悪い冗談、ブラックジョークと言わざるを得ないじゃないですか。学習指導要領を全く愚弄していると言えませんか。そう思いませんか。こうしなさいと言っているのに対して、そうなっていますという。そのような教科書で、どうして生徒はそういうことがわかるのでしょうか。

それから、予断ということがしばしばありますが、予断を与えるというのは、一体だれに対して、何に関する予断なのでしょう。それが全くわからないわけです。私なりに想像してみると、教育委員会さんが、どういう教科書の記述が望ましい、どういう記述は望ましくないというふうに、具体的な記述に関して物を言うことが予断を与えることを恐れているというふうに理解しました。

それがもし正しいとすると、全くおかしい話だと思います。だって、教育委員会さんが、どういう教科書がいいとか悪いとかいう意見を表明することは、非常に大事なことであり、むしろ義務であると思えます。その義務を放棄するんですかというのが私の意見です。ですから、私に言わせれば、どんどん予断を与えてください。教育委員会の皆さんは非常に高い見識をお持ちなんだから、どんどん予断を与えてほしいと思います。

前回、問題点、7項目、2ページ目の1から7まで書いてありますが、全部読むのもなんですが、「天皇・皇室軽視、近代史は日本の悪口だらけ」という。これで町田の学生は幸せでしょうかということです。「神話の内容が全くない」のは先ほどの話ですね。「日本人の常識である神様の名前も教えずに卒業させて」いいんでしょうかというのが私の素朴な質問です。それに答えることがなぜいけないんでしょうか。

神武天皇の名前は全くなくて、ある系図によると、第29代欽明天皇が初代天皇と誤解されるような記述があります。初代天皇は欽明天皇であると理解してよろしいんでしょうか。そういう素朴な質問です。それに答えることがなぜいけないんですか。

それから、先ほど冒頭のどなたかの請願にもありましたように、戦争の記述で、日本は

さんざん侵略したんだとおっしゃいました。それは余りにも歴史を知らなさ過ぎるというものです。歴史の勉強が足りないんです。勉強すればするほど、日本は自衛に迫られたんです。外国の土地でやったじゃないか。それは、当時の国際法に基づいて正当に得た權益なんです。それに対して、そこに住んでいる日本人の命が脅かされたり、財産が脅かされたり、それに対する自衛なわけです。そういうのを自衛と言わずに、何と呼ぶのでしょうか。

そういう自衛戦争であるにもかかわらず、侵略戦争だなどと教えられた町田の学生は、もう本当に日本を愛することはできないと思います。学習指導要領には、自国を愛するように、歴史を愛するようにと書いてあるにもかかわらず、愛国心の持てない教科書では、町田の子どもたちは非常に不幸な結果になると思います。

それと、戦争に関する記述というのは、一般にどこの国も、日本以外のすべての国は、自国を正当化するのです。日本だけが、自分が悪いことした、悪いことしたと書いてある。それは中国や朝鮮やロシア、そういう連中から見れば、日本はいいやつだなんと言っているけれども、内心は軽蔑しています。ばかなやつらだ。

一番有名な話は、例えば、石原慎太郎氏とか、小泉純一郎氏は、中国の人は嫌いだと言います。だけど、尊敬すると言います。だけど、媚中派の日本の政治家は軽蔑し切っています。「ういやつ」と、一見かわいがっているような振りをするけれども、全く軽蔑しています。それは中国人の正しい見方です。だって、自分の国をあえてけなして、学生、子どもたちの教育をするなんという国は、世界じゅうどこにもないんです。

いわんや日本には自衛しているという理由があるのです。朝鮮の歴史教科書や中国の歴史教科書は捏造だらけです。そこまでする必要はもちろんありません。事実をありていに述べればいいわけです。事実の中に自衛という要素が大いに入っているわけです。それを侵略だなんてわざわざあえて教える、そんなばかな教育はないと思います。そういう指導をしてよろしいのでしょうか。

町田の子どもが将来大人になったとき、中国人や朝鮮人と会話するとき、おまえら昔さんざん悪いことしたじゃないかと言ったら、あつ、済みませんと言って、ビジネス上も何も不利になるだけです。そんな子どもに育ててほしくないんです。そういう思いから私は請願しているわけです。だから、請願の要旨で述べましたように、個別の重要な歴史的事実の記述がどうなっているかということをチェック項目に入れていただきたいというのが私の請願の趣旨です。それをぜひとも検討をお願いします。

よろしくお願いします。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 46 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 7 号の意見陳述が終わりました。

請願第 7 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 7 号について申し述べます。請願第 7 号は、歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 7 号の内容は、請願者の言うところの前回の採択時の調査研究委員会の報告書、これは町田市立中学校教科用図書調査研究委員会報告と理解されますが、これが粗いので詳細化すべきとするものでございます。また、詳細化したものを読み、教育委員会のチェック項目として使うべきとするものです。

町田市教育委員会における平成 17 年度の教科書採択に当たりましては、選定の際の教科用図書選定基準を東京都教育委員会が作成した平成 17 年度使用教科書調査研究資料の調査項目に準拠して作成をいたしました。

この調査項目は、（１）「内容」、（２）「構成・分量」、（３）「表記・表現」、（４）「使用上の便宜」の 4 観点です。

町田市教育委員会は、これらの報告書とともに、東京都教育委員会が作成する平成 17 年度使用教科書調査研究資料の詳細な分析、各学校からの報告書及び教科書展示会における保護者、市民の意見等も参考にしながら採択をしたものでございます。今回の教科書採択に当たりまして、町田市教育委員会自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を進めているところでございます。

なお、本請願中に、前回、請願却下理由への疑問が提示されており、学習指導要領を逸脱しているとの記述もございます。町田市教育委員会は、文部科学省が学習指導要領を逸脱したものを検定通過させているとは考えておりません。また、請願の制度的な考え方として、質問に回答することがその趣旨ではございません。町田市議会における考え方と同

様でございます。

以上、町田市教育委員会といたしましては、請願第7号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 請願第7号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。

○岡田委員 今、請願理由のほうでお話ししていただいた日本史に関する請願者の方のご意見は、私どもの歴史教科書採択に関する大変高いご関心をいただいているということで、貴重な意見として参考にはさせていただきます。

ただ、請願の要旨のほうに書いてある、日本史上の重要事項に関する記述を詳細化してほしいという意見ですけれども、これにつきましては、歴史の教科書のみに関しておっしゃられているので、私どもは、教科書採択は歴史だけではなく、ほかの教科もすべてございますので、そうしたことを考えた上で、前回具体的に示していただいたものもありましたけれども、それを採択することは現実的に恐らく無理であろうという判断もできますので、教育長のおっしゃるとおり不採択ということで私は同意いたします。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。願意の実現性、妥当性に関する教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第7号につきましては不採択と決しました。

請願第8号「公民教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。10分の範囲でこれを許可したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前 10 時 51 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 それでは、4 番目の請願を説明させていただきます。

今度は、公民教科書に関する請願です。実は 6 年前に歴史教科書をやり、以来、私は歴史教科書の問題をずっと研究してきましたが、うかつにも公民教科書を読んでなかったんです。最近読みましたら、余りのひどさにあきれ果てまして、これは大変だと思って請願する次第です。今のままでは町田の子どもは壊滅的な精神状態に陥ると思います。

まず、現在使っている東京書籍の公民教科書、何か 3 回連続、東京書籍だそうですけれども、年々ひどくなっていますね。問題点を幾つか列挙しますが、まず、家族に関する記述が非常に少ない。なおかつ、内容も不適切である。家族というのは、人間社会の共同社会の最も基本となる社会です。それはだれも異議がないと思います。家族の役割は「夫婦の愛情、親子の愛情、子育て、信じあい」等々といろいろある。子どもに対する教育もある。人格をはぐくむなんということが家族の役割です。

最近の出来事として、男女共同参画社会という。これは立派な考えで、それはそれでいいと思うのですが、ところが、一部に過激な解釈が横行していて、ひどい状況になっているところがあると聞いております。伝統文化の否定であるとか。つまり、わかりやすく言えば、ひなまつりとか端午の節句とか、そういうものまで否定する。それから、役割意識の過激な排除、男女は生物学的に異なることの無理解などなど、いろんな無理解に基づく意見があるわけですが、そういうことに対する注意、そういうことはしちゃいけませんよという注意書きが必要なんです、全くされておられません。

それから、家族から始まって共同社会、もう少し大きくなると郷土という問題になります。郷土に対する帰属意識があり、郷土愛というのが生まれる。さらに大きな単位として国というものがあるわけです。そこから生まれるのが愛国心なんです、愛国心は自然に生まれるわけではありません。これは同じ社会科の中の歴史教科のほうの教育も必要なんです、歴史教科によって、私たちの先人たちが、いかに自分たちの国の領土を守り、伝統を守り、そういうことに苦勞してきたかということを学べば学ぶほど、愛国心が生まれると思います。

世界のどの国も、国民は祖国を大切に思い、よりよい社会を実現するように努力するのだし、自国を愛せない者は、他国を尊重することはできないとも言われている。東京書籍の教科書には、そういうことが記述されてないわけです。ですから、自国に対する愛国心

もないということは、他国に対する愛国心も、他国の愛国心も理解できないということになります。それから、それは学習指導要領目標の（３）にある「自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる」ことから明らかに逸脱しているわけです。

それから、今度は公共の精神が記述には全くない。全般に権利の主張はたくさんあるけれども、義務の項目がほとんど説明されていない。ほとんどというのは、私、全部詳細に読んでないから、「ほとんど」と書いたんですが、多分全くされてないと思います。それは学習指導要領の目標の第１番目にある「個人の尊厳と人権の尊重の意義」、その次に「特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」という学習指導要領から完全に逸脱しているわけです。ですから、検定を通過しているからといって、学習指導要領を満たしているという理解は全く間違いなんです。

それから、公共財という概念と私的財の区別、その説明も全くない。財政の第１の役割は、公共財の生産と提供である。国民は税金を支払って、政府の提供する公共財を購入・消費している、そういう関係の説明が全くない。

それから、より重要なことは、国家論ですね。国家というのは、領土と国民の安全を図る。最大の役割はそこにあるのですが、その記述が全くない。外敵からの防衛、道路や橋の建設などの土木工事を行って、生産と生活の基盤となる社会資本の整備を図ること。法を制定し、法に基づき社会秩序を維持し、国内に平和をもたらすことなどなど、いろいろなことが書かれておりません。

国家間の関係では、国家主権が最重要で、いかなる国家も対外主権は侵されない権利を持つことの説明が必要です。現在の日本は主権がやたらと侵されています。指摘するまでもないと思いますが。

それから、領土を守る国防という最重要の任務を負う自衛隊に対して、自衛隊を軽視している。それは全体的に国民も軽視している風潮が強いと思うのですが、それはやっぱり中学校の公民教科書から始まっていると思います。

では、何が書いてあるかというと、要するに自衛隊は憲法違反だという意見があるということが書かれているわけです。その書きっぷりがいかにも東京書籍の本音であるかのように見えます。「平和と安全を守るためであっても武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったかという意見もある」なんということが書かれているわけです。一体どこの国の教科書なんだと言いたくなります。自分の国の国防部隊を軽蔑し、軽視し、憲法

違反の疑いがあるなんということを言う。

それから、原爆に関して、非核三原則を守るのが日本の使命ですという。これは教科書が特定の立場を強要するものですね。現実の日本を考えたら、中国、朝鮮、ロシア等々、半ば日本に仮想敵国とされる国が全部核武装しているわけです。これほど危険な国や環境はないでしょう。日本は世界で一番危険な国です。それが非核三原則を忠実に守ることが使命だなんといったら、すべてそれらの国の言うことを聞けというのと同じことです。

それから、宗教に関しても何も書かれていません。わずかにパレスチナ紛争の説明に3つの宗教の聖地があるということだけです。

宗教というのは人間にとって非常に大事な概念です。それに関する記述が全くない。それから、憲法に関しても、これは学習指導要領にも間違っ、三原則なんて限って書いてあるのですが、実際にはそれ以外にも大体七原則あるわけです。その中でも無視されて抜け落ちている中で、立憲君主制ということが重要なのに、天皇の持つ重要性を全く無視しています。

天皇は別項目を起こしましたが、東京書籍の教科書には、明治憲法で主権は天皇にあったと書かれているが、それは確かに文章上はそうですが、実際はそうじゃないんです。天皇は内閣の輔弼を受けていろんなことを決めなきゃいけないし、だから閣議で決定したことに反対することはできなかったんです。ということは、実質は今の天皇と余り変わらないのです。

例えば典型的なのは、大東亜戦争、太平洋戦争の開戦の詔勅は天皇の名において書かれているが、実際は天皇陛下は開戦に反対であったが、それができなかったわけですね。閣議で決定されたから。また、終戦時には閣議で決定できず、首相が天皇の裁量を仰いだので、ポツダム宣言受諾が決定され、日本壊滅が防げたのだ。そういう天皇のことが全く書かれてない。

現行憲法1条で象徴天皇制とされ、6条で内閣総理大臣及び最高裁判所長官の任命権を天皇に認めている。名目的にせよ、行政権と司法権を持ち、政治権力に正当性・正統性を与える政治的権威の役割を果たしているわけです。

天皇というのは、長い日本の歴史の中で、政治の権力の中心だったことはほとんどないわけです。すべて権威の中心であったわけですね。そういうことが全く書かれてないというのが残念なことです。

それから、時間がなさそうなので少し省略しますが、無視できない重要な事項は、在日

韓国人・朝鮮人に対する差別という。何の差別だと言っているのですか。教科書に書かれていることは全くでたらめです。「2007 年現在、日本には約 60 万人の在日韓国・朝鮮人が住んでいます」。それはそのとおりです。「その多くは 1910 年の韓国併合以来移住を余儀なくされた人たちや、また、日本に連れてこられて、意思に反して働かされた人たちとその子孫です」。これは余りにも捏造的で。

実際には、意思に反して働かされと書いたのは徴用のことだと思いますが、徴用というのは昭和 19 年に初めて適用されたわけで、内地の日本人よりも優遇されていたわけですね。というようなことを、要するに、でたらめを教えるということがまずいわけです。学習指導要領には事実を教えなくてもいいなんて書いてないですよ。

○委員長 時間が参りました。

○請願者 はい。ちょっと残念ですが、終わります。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 03 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 8 号の意見陳述が終わりました。

請願第 8 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 8 号について申し述べます。請願第 8 号は、公民教科書採択に関する請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 8 号の内容は、子どもたちが健全な考え方をするような教育ができる教科書を選定すべきとするものでございます。教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定いたします。また、東京都教育委員会からの平成 24 年度使用教科用図書採択方針について、これに基づき、採択は採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと、採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこととの指導を受けております。

町田市教育委員会では、今回の教科書採択にかかわらず、従前より公正かつ適切に教科書の採択を行ってまいりました。また、町田市教育委員会では、ご指摘いただいている公

民教科書のみならず、すべての教科について、子どもたちの健全育成を目指して、教科書の採択を公正かつ適正に行っているところでございます。

なお、文部科学省が各都道府県の教育長あてに通知した「平成 24 年度使用教科書の採択についての教科書採択の公正確保について」では、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正かつ適正な採択がなされるよう対応することといった内容が示されております。こうした通知も踏まえ、請願に言うところの特定の教科書における問題点、さらには教科書の変更をここで吟味することは適切ではないと考えます。

もとに戻りますが、本請願、請願第 8 号の、子どもたちが健全な考え方をするような教育ができる教科書を選定するべきという趣旨については、既に町田市教育委員会がとっている立場そのものであり、願意は既に実現されていることから、採択の必要はないものと考えます。

以上です。

○委員長 請願第 8 号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございましたらどうぞ。

○井関委員 いろいろ書かれている中で、愛国心についてですが、中国・四川大地震において日本から救援隊が行って、その遺体に対する丁寧な取り扱いというのが中国の中で評判になったり、東日本大震災における日本人の行動、それから天皇陛下、皇太子殿下が避難者に対する慰問をした。こういうようなことをテレビで見たり、新聞で見ている。そうすると、そういう子どもたちは、学校での教育における効果よりも、何百倍も何千倍も心に訴えるものがあったと思います。

大震災後の政治の動きとか、あるいはこれまでの国会でのやじのやりとり、こういうのを、子どもは幸いに授業をしていますから、余り見る機会がないと思いますけれども、そういうのをずっとテレビで見えていたらどう思うか。子どもに形式的なことを教え込むことよりも、その前に大人がしっかりしなければいけないというのは痛切に感じます。

以上です。

○岡田委員 今のご心配をいただいたところで、私どもはこの採択の検定を通った教科書が、すべて 100%すばらしいと思っているわけでは当然ありませんし、ここにいる 5 人の

教育委員が最終的には町田市の教科書は決定するわけですが、5人それぞれにいろいろな考え方があって、これから教科書を見て、それからそれに伴う資料を見て、調査研究、検討をして最終的に選ぶわけですので、その前に、ここで具体的に社名を出していらっしゃるような、そうした教科書をあらかじめ排除した考え方をするということは、やはり採択はできないと考えます。

○高橋委員 私は今回初めて中学校の教科書の採択をしていくわけですが、私たちに与えられている教科書、各教科において何冊かずつあるのですが、それらはすべて文部科学省が学習指導要領に基づいて検討を行って、教科用図書検定基準に適合したものが教科書として出ているわけですから、その中から選ぶことになっています。

私は、請願者がおっしゃるように、子どもたちが健全な考え方をするような教育ができる教科書を、個人個人、教育委員それぞれが調査研究し、総合的に見て、考えて、教科書を選びたいと思っておりますので、願意は既に実現されているということで、採択の必要はないと考えます。

○委員長 ほかにございますか。

各委員からのご意見をいただきましたが、願意の実現性、妥当性の締めくくりの中で、子どもたちが健全な考え方をするような教育ができる教科書を選定すべきという趣旨については、既に実現をされているという判断でございます。したがって、あえて採択の必要はない、不採択ということでございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第8号につきましては不採択と決しました。

続きまして、請願第9号「教科書採択に関わる教育委員会の役割に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。5分の範囲でこれを許可したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 鶴川の■■■■と申します。

5月に初めて請願と意見陳述をさせていただきまして、不採択となったわけですが、私の請願内容が、3項目ほどに内容が分かれたうち、例えば、先ほどの最初の請願にあったように、町田市の歴史等は主たるものじゃなくて従ですから、これは要らないんじゃないですか。これは不採択。それから、東京都の具体的な資料がありますので、利用したらいかがですか。もうしていますから不採択とか、いろんな意見をいただきました。

教科書の採択の流れの改善という趣旨だったものですから、これが不採択となると、教育委員会は改善したくないのかと思われても、これは逆に教育委員会の名誉にもかかわることですので、改めて今回、項目を分けて請願させていただきました。

まず最初に、「教科書採択に関わる教育委員会の役割に関する請願」ということですが、これは添付の資料をご覧になればわかりますように、こういった形で、添付資料は平成23年度使用の小学校、平成22年度の中学校となっていますが、内容は一言一句変わっておりません。

原則この流れでやっているかと思うのですが、教育委員会さんの役割は、ここにマルが4つありまして、「採択方針及び選定基準の決定・通知」、それから、その下部にあります「協議会の設置及び調査・協議の依頼」、それから、「教科用図書調査協議会委員の委嘱」、そこまで委嘱して、最後に一気に採択（審議の公開）になっています。その間がないですね。ということは、よほど調査協議会の報告資料が完璧でいいものが出てくるかと思いきや、現実はそのようなわけではありません。ですので、そういう流れがある以上、もう教育委員会さんは、自ら大変ですが、委嘱して、一気に採択、その間に役割として、きっちり2項目追加していただきたい、そういうことの請願でございます。

では、その2項目は何かといいますと、請願書に書いてありますように、要するに、調査協議会の報告書、先般、私はここで口頭で言いました。後の請願で、また見本も資料としてつけておりますが、判断根拠は一切記載がないですから、判断できないわけです。ですから、最終決定する教育委員会さんは大変重大な責任があるわけですから、この役割に、協議会から上がってくる「報告書の審査（判断根拠の確認）」、さらに、使用教科書図書の自らの「調査・研究・検討」、これは先ほど委員の方がどなたかおっしゃっていました。高橋委員さんですか。調査研究し、採択したいと、委員自らそういう希望を持っているわけですから、ここにきっちりこの2項目を入れていただき、さらに実行していただきたいと

いうことが私の請願でございます。

以上です。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 14 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 9 号の意見陳述が終わりました。

請願第 9 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 9 号について申し述べます。請願第 9 号は、教科書採択に関わる教育委員会の役割に関する請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 9 号の内容は、請願に添付されている資料に示されている教科書採択手続の流れの中に、教育委員会の役割として 2 項目を記載すべきとするものでございます。従前より町田市教育委員会といたしましては、協議会の報告書であるところの町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料、及び、各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。つまり、請願にあります 1 つ目の、協議会の報告書の審査については、判断根拠の確認等を含めて行っているところであります。

また、2 つ目の、使用教科用図書の調査・研究・検討についても、教育委員各自により、各教科書の研究を行ってきているところであります。ただし、請願に添付された資料に示された「教科用図書採択手続きの流れ」については、教科書採択の流れを把握しやすくするために作成したものであるため、資料の町田市教育委員会の枠内には、教育委員会事務局の事務手続を中心に記述がなされておりました。

今回の採択に当たりましては、さきの 3 月議会の一般質問でいただいたご意見、及び教育委員からのご指摘もあり、教育委員の役割等がよりわかりやすくなるよう、従来の記述に加え、5 項目目として、委員各自による各教科書の研究を加えるなどの改善を図っております。「教科用図書採択手続きの流れ」は、あくまでも説明のための参考資料であります。

が、実態として前述のように、請願の意図することも行っているものでございます。なお、今般加えた5項目目の表現については、本請願も踏まえ、検討を加えたいと考えております。

以上です。

○委員長 請願第9号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 いろいろ手続に関してご意見をいただいておりますが、実際に今教育長からお話ししていただいたように、教科書は精読しているかということ、なかなか精読はしていませんけれども、すべてのページは開いて目にしておりますし、それから、協議会からの報告書についても、見ていないとか、そういったことは一切なく、これについても、こちらからの質問にも答えていただいております。

ということで、現実的な活動の内容としては、こちらでおっしゃられているようなことは現在しております。ただ、それは「教科用図書採択手続きの流れ」というこのチャートの上に記載されてなかったという点におきましては、確かに記載したほうがわかりやすいであろうと思いますので、おっしゃられることを加味して、今後改定を加えていきたいと思いますので、趣旨採択というような形でいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 ほかにございますか。

教育長の説明並びにただいまの岡田委員の意見にもありましたように、既に実態としては、請願の意図するところに行っているけれども、加えて項目の表現等については、請願にもありましたので、検討を加えていただきたいということで、趣旨採択が妥当ではないかというご意見だったのですけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第9号につきましては趣旨採択に決しました。

請願第10号「教科用図書調査協議会の公開に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。5分の範囲でこれを許可したいと思いますすが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 つい先ほどの請願にもあったように、教育委員会さんはこれから大変な時期だと思うのですが、図書調査協議会さんに、まずずっと委嘱するわけですね。そして、その図書調査協議会様を取りまとめするわけですね。協議会様が各学校、及び調査研究委員会、また一般市民、保護者等の意見を総合的に取り込んで、総合的な検討をして、教育委員会に報告するという流れかと思うのですが、その図書調査協議会の最終的な報告書を見たとき、各教科書が 1 社 5 行の記述で済んで、どれもこれも玉虫色の記述である。その判断根拠が全く見えない。

つい先ほど、きちんと質問したり、やっていますというようなお話もありましたけれども、そういうわけで、図書調査協議会というものが大変キーの部署です。キーの組織ではございますので、聞くところによると、ここの会議が 7 月 20 日と 7 月 27 日と聞いているのですが、こういった会議をある程度公開できないかなということが私の請願の趣旨でございます。

要するに、何でもそうですが、見られる、見られているという意識があるかないかで、全然仕事も違ってきます。ですので、どうしても密室でと言ったら、ちょっと語弊がありますけれども、やるんじゃなくて、ある程度、すべて公開が無理であれば、一部でも公開して、図書調査協議会は 16 名でやっておられるようですけれども、最終的な教育委員会の採択時には、審議が公開となっておりますので、一応それだけ一般市民も興味を持って眺めている、そういうシステムになれば、より改善が図れるのではなかろうかというのが私の請願の趣旨でございます。

以上です。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 10 号の意見陳述が終わりました。

請願第 10 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 10 号について申し述べます。請願第 10 号は、教科用図書調査協議会の公開に関する請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 10 号の内容は、現状の報告書であるところの町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告書では、内容や特徴を把握できないため、報告書の改善を図るか、教科用図書調査協議会の会議を公開するよう求めるものであります。

町田市教育委員会では、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料、及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

ただし、請願の前段にあります報告書の形式等を固定的に考えるものではなく、教育委員各自が教科書を調査検討する上で、より参考に資するよう改善していくことは必要なことであります。今回の教科用図書調査協議会の報告書並びに記入方法については、既に改善を指示しているところでございます。また、後段にあります教科用図書調査協議会の会議の公開についてでございますが、採択期間中に行われる会議であるため、採択の公正確保の観点から公開はしておりません。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 10 号については、前段については既に願意が実現されていると考えております。また、後段については不採択とすることが適当であると考えます。

以上でございます。

○委員長 請願第 10 号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 ご意見ありがとうございました。先ほどのチャートの記述に、教育委員の役割として漏れていたところがありましたので、誤解を与えてしまったかなと思うのですけ

れども、町田市教育委員会では、教科用図書調査協議会から上がってきた報告書のみで教科書を採択しているわけではありませんので、繰り返し申し上げますが、私ども1人1人が教科書を実際に目で見まして、確認したい項目があれば、特に詳しく読みまして、調査協議会から上がってきた意見や、市民の方、学校の先生方のご意見も参考にしながら、町田の子どもたちの実態などについても質問をした上で選択をしているということで、そのところで若干理解していただけてなかったかなと思います。

ですので、この請願に対しましては、そうしたことで、私ども既にやらせていただいていますということで、教育長の先ほどの説明のとおり、不採択でよろしいのではないかと思います。

また、会議の公開につきましては、教育委員会は公開しておりますけれども、ただ、こうした公開の場でも、あからさまに私のように意見が言えるタイプの人と、なかなか自分の意見を出さないというような方もおられたりもするので、その研究検討している間をつまびらかに全部公開するというのは、恐らく十分な検討を加える上では障害の部分もあるかと思いますので、やはり公開はできないのではないかなと考えます。

○委員長 ほかにございますか。

ただいまの岡田委員の意見も教育長の説明の中にありましたように、前段の部分につきましては、既に願意が実現されているからいいのではないかと。特に後段の協議会の公開については、静ひつな環境の中で協議をしたい、研究をしたいという趣旨からいっても、非公開が望ましいという趣旨だったと理解をしております。したがって、教育長の願意の実現性、妥当性の説明では、不採択ということでございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第10号は不採択と決定いたしました。

請願第11号「教科書採択決定日の日程延長に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。5分の範囲でこれを許可したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前 11 時 26 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 教科書は4年に1回こういう採択年があるわけですが、市場に新しい候補本が配布されるのが5月の中旬かと思います。先ほどの説明にもありましたように、既に1週間ごとに各学校を巡回してチェックをしているということかと思うのですが、それは6月いっぱいまでやると聞いております。それで、同時に調査研究委員会や、もう既に今日からこの建物の1階の第3会議室ですか、教科書展示が始まっておりますね。そういった形でやりまして、最終的に東京都教育委員会のほうへ報告するのが8月末だと思うのです。

ところが、現状のスケジュールをちょっと確認したところ、調査協議会さんが最終的な判断をするのが7月27日の会議ではないか。もし間違っていたらあれですけども、そういうスケジュールだと思うのです。そして、8月5日の教育委員会で最終的な採択ということになるかと思うのです。そうしますと、調査協議会の決定が7月27日では、8月5日まで10日しかありません。

先ほど私、こちらの1階の教科書展示会をちょっと見てきたのですが、係の方に何冊あるのかと聞いたら、即答できませんでしたので、ざっと数えてみたら、中学だけで170冊ぐらい、小学校のほうは数えなかったですが、ちょっと余計な、教科書以外の副読本も数えちゃったかもしれませんけれども、これだけの量があるわけですね。

先ほど来、私の役割の云々で、確かにこれはあくまで建前の資料ですので、実際、個人的に皆さんいろいろと質問したり、教科書を個々にポイントを読んだりなさっていると思うのですけれども、このスケジュールでは、10日間ですべて判断したり、質問したりというのはちょっときついと思うのです。

やはり余裕がないといい仕事はできないのですよ。ですから、何も8月5日に最終決定しなくても、8月25日とか30日ごろに決定して、30日ないし31日に東京都に報告すればいいんじゃないか。3週間も違いますから。やっぱり何事もそうです。余裕がなければ、焦って仕事をする、余りいい結果が出ないというのはある程度常識かと思います。とにかく関係部門からいろいろな報告書が出てくると思うのですね。私は最終的なあれしか見ていないので、誤解もあるかもしれませんが、実際その裏でいろいろな質問をしたり、検討してということですから、ますます大変かと思います。ですので、何も慌てて8月5日に決定することなく延長していただきたい、そういうことの請願でございます。

以上です。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 11 号の意見陳述が終わりました。

請願第 11 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 11 号について申し述べます。請願第 11 号は、教科書採択決定日の日程延長に関する請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 11 号の内容は、教育委員会事務局の現状の予定では、調査協議会であるところの町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告日と調査委員会での教科書採択までの日程が 10 日ほどであり、報告内容を検討する時間が短くなってしまうため、余裕あるスケジュールを組むべきというものでございます。

今年度の教科書採択のスケジュールは、教育委員からの指摘もあり、教科用図書調査協議会での検討期間を十分にとれるようにすること、及び、教育委員の検討検証時間を十分に確保することを踏まえ、教科書採択にかかわる教育委員会を、当初の予定を変えて、臨時に 8 月 24 日に行うことを予定しております。先の 3 月議会においても、採択のための検討期間を十分にとるべきという旨のご意見をいただいているところでございますが、請願第 11 号の趣旨につきましても、同様の趣旨と思量されることから、願意は既に実現されているものと考えております。

以上です。

○委員長 請願第 11 号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございますか。

○岡田委員 これまでの教科書採択の現実を少しお話しさせていただくと、確かに 10 日ほどですので、私ども教育委員全員そうだと思うのですけれども、この期間はほかに仕事を

入れずに、夜の３時ぐらいまでずっと検討しておりました。ただ、教科書の採択が終わりますと、それまで一室を占拠しておりました教科書、あれだけの量の教科書プラス膨大な量の資料が片づくので、ああ、やっと終わった、さあ夏休みという感じがしましたけれども、確かにおっしゃるとおりに、期間的に若干短いというご指摘もあれば、８月３１日までに東京都のほうに報告するというのであれば、遅くしてもいいのかなというような話し合いが教育委員の間でもありましたので、このようなことになりました。改めて採択する必要はないかと思います。

○委員長 ほかにございますか。

採択までの時間的な余裕を十分にとるという趣旨の請願でございましたが、教育委員自身の今までの実務経験からも、現実に余裕のあるスケジュールで採択をしたほうがいいかなという発言がございました。そのようなことで、先ほど教育長からの説明がありましたとおり、今年度につきましては、採択のための臨時的教育委員会として、８月２４日に予定をしているということで、３月議会でも同様趣旨のお考えをいただいておりますので、願意については既に実現をされているということで、不採択ということで説明がございました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、請願第１１号につきましては願意が実現されているということで、不採択と決しました。

請願第１２号「教科書採択の書式改善に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。５分の範囲でこれを許可したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前１１時３３分休憩

午前１１時３４分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 書式改善に関する請願ということで、前回の５月の請願で、私は口頭で言ったものですから、やはり資料をつけてということで、同じようなことになりますが、問題点

に書いてありますように、現状の資料、報告書の記載内容が極めて抽象的で、その報告内容の根拠が不明のため、それだけ見ていたら判断が困難ですよと。先ほど委員のほうから、それはわかっています、ですから、質問したり、いろいろやっていますよという意見もありました。しかし、いろいろその後質問するにしても、やはりもうちょっと改善したほうがいいのではないだろうかということで、具体的な資料1をご覧ください。

町田には中学校が20校ありますけれども、この3月から19校になったんですか。これは今、町田で使っている日本文教出版です。いろいろな中学のそれだけを切り取ってきました。

これは何ですか。「ふまえている」、「配りよしている」、「良い」、「良い」、「良い」、「良い」、「している」、「している」、「している」、「している」と。2ページ目のほうを見てみましたら、右から2番目の中学校に至っては、上から下まで「観点にほぼ即している」と印刷しているだけですね。右から3つ目のある中学では、「特に問題はない」が上から下まで全部そうですね。あとは大体「おおむね適当である」ばかりだとか。

私の女房は普通のパートをやっている主婦で、こういうことに全然興味ないのでけれども、私がこんな資料をつくっていて、これをのぞき込んでびっくりしていましたね。学校の先生がこんな汚い字で「良い」、「良い」、「良い」とか、「している」、「ある」、「ある」で、こんなんでもいいのって、本当に怒っていました。

ちょっと申しわけないですが、今日の最初の請願第5号の方も、請願項目に、教職員の意見を尊重してそれを反映させることという請願をしていました。そのとおりなんですけれども、こんな状態では、ちっとも教職員の意見が、頭から下まで「良い」、「良い」、「良い」とか、「おおむね適当である」とか、これでどうやって反映できるのでしょうか。第5号の請願を私が言うのもなんなんですけれども、そう思った次第です。ですので、たしか岡田委員さんもおっしゃったように、個人的にはいろいろ質問したり、夜3時までいろいろ見たりしているということですが、まずその判断の大もとの資料を、もうちょっとまじなものにしないとだめじゃないですかというのが私の請願の趣旨でございます。

これは簡単なんですよ。といいますのは、前回、5月の請願のときに、井関委員さんが、このような回答をするのは、質問形式になっているからだとおっしゃったんですね。「踏まえているか」、「取り扱いに配慮しているか」、「配慮があるか」。だから、「良い」、「良い」、「している」、「している」で、まさに井関委員様のご指摘したとおりなんです。そこを直せばいいだけなんです。

質問形式を、私の請願事項に書いてあるとおり、現書式の調査・報告事項の欄の、今この上から下まで同じ言葉が書いてある、その右側に判断根拠記載欄をちょっとだけつくって、この調査用紙の上のほうに、「調査・報告事項の根拠となる具体的事項やそのページなどを記入の事」と一言書いておけばいいだけなんですね。ですから、全体にこの書式が、形骸化した報告も、この主要な原因だと思うのです。ここをちょっと改善すれば、全体的にすごく仕事もやりやすくなるし、効率も上がるんじゃないかなと思うのです。

言うまでもなく、形骸ということは、むくろをなすということで、中身がないということなんですよ。これを見たら一目瞭然だと思いませんか。資料 1－1 と資料 1－2 です。学校の先生がこんな汚い字で書いて、これが報告書なんですね。

それから資料 2、調査研究委員会さんがそれをさらにまとめたものがこれです。これはもっと 9 社ぐらいあったと思うのですけれども、4 社分だけコピーしていますが、東京書籍、大阪書籍、教育出版、清水書院というのがありますが、これだけを読んで判断できないですね。それから、最後のページにある資料 3 が、最終的な調査協議会さんがまとめたものです。これ 1 社 5 行です。これのどれを読んでも、何がいいんだか悪いんだか判断できません。ですので、判断根拠をちょっとつくるだけで全体に改善されるんじゃないでしょうか。ぜひお願いしたいというのが私の請願の趣旨でございます。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者による請願第 12 号の意見陳述が終わりました。

請願第 12 号に関する願意の実現性、妥当性について教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 12 号について申し述べます。請願第 12 号は、教科書採択の書式改善に関する請願でございます。

ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 12 号の内容は、教科用図書調査協議会、調査研究委員会、各学校の報告書の記載内容が抽象的であるため、報告書に判断根拠記載欄を設けるよう改善することを求めるものであります。

各教科書を調査するに当たっては、町田市教育委員会では、調査、つまり、教科書を評価するに当たり、評価の観点を示しております。これは東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料の調査項目に準拠して作成しているものでございます。項目としては、(1)「内容」、(2)「構成・分量」、(3)「表記・表現」、(4)「使用上の便宜」に分けて4つの観点になっております。

次に、この4つの観点に、さらに指針を示すために、例えば(1)の「内容」であれば、学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか、2番目として、学習指導要領に示された内容の取り扱いに配慮しているか、3番目として、生徒の学習意欲や関心を引き出す配慮があるかというように基準を示してあります。それぞれの語尾が「あるか」あるいは「いるか」となっており、問いかけのように思われますが、これは指針として示すものであります。

しかしながら、この基準には抽象的な側面があります。そこで、その抽象的な側面をより具体化するために、各学校の教科担当者や調査委員が、教科書を調査する際に、自分の学校の生徒の実態やそれぞれの専門性に即して判断し、具体的に記述するということになります。また、その記述に当たっての記入方法あるいは記入様式につきましては、先ほども申し述べましたように、改善を指示しているものでございます。

各教育委員が教科書を調査研究する際には、そうしたそれぞれの学校や生徒等の実態を根拠とした学校の判断、考え方を含め、資料全体から総合的に判断するものと理解しておりますので、調査報告書に判断の根拠となる具体的事項やそのページなどを記入してもらうまでの必要はないと考えております。

また、請願では、人によりさまざまな観点もある歴史、公民では、判断根拠と例示箇所が明確になり、各委員会、協議会、教育委員会での総合的な検討、協議、審査が格段にやりやすくなると指摘されておりますが、教育委員会といたしましては、さまざまな観点があるのは歴史、公民だけではなく、すべての教科、領域でも同様であると考えております。

なお、今回の採択においては、先ほども述べましたが、請願第10号に関して申し述べましたように、様式の改善あるいは記入方法の改善を図ったところであり、各報告に具体的な表記がなされるよう、各学校教科用図書調査協議会にはお願いをしているところでございます。したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第12号については不採択とすることが適当であると考えております。

以上です。

○委員長 請願第 12 号に関する願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより意見陳述並びにただいまの願意の実現性、妥当性の説明等につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。何かございましたらどうぞ。

○井関委員 私の発言が引用されていまして、一言ですが、各学校の先生は大変忙しい仕事の中、限られた時間の中で教科書を読んで、しかも回答してもらおう、こういうことですので、余り詳細なものはかえって機械的な回答になってしまうというようなおそれを感じます。具体的な記述ということが出てくれば、イエス、ノーがたとえ多くても浮き上がってくるなと思います。だから、そういう記入方法などをうまく説明していただくとありがたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。——ないようですので、では、質疑を終了いたします。

請願第 12 号につきましては、ただいま願意の実現性、妥当性の中で、不採択が適当であるというふうに説明がございました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 12 号は不採択と決定をいたします。

以上で請願の審議をすべて終了いたします。

休憩いたします。再開は 5 分後といたします。

午前 11 時 45 分休憩

午前 11 時 51 分再開

○委員長 再開いたします。

議案審議事項、議案第 27 号から審議を開始したいと思います。議案第 27 号「町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 27 号についてご説明申し上げます。町田市人権教育推進委員会委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、2011 年 3 月 31 日をもって人権教育推進委員会委員の任期が満了いたしましたので、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、別紙 11 名を委員として委嘱するものでございます。任期は 2012 年 3 月 31 日までとなります。委嘱する委員の一覧に

については別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 27 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 28 号「町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 28 号についてご説明申し上げます。町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命についてでございます。

本件につきましては、2011 年 5 月 31 日をもって町田市障がい児就学相談委員会委員の任期が満了いたしましたので、町田市障がい児就学相談委員会設置要綱に基づき、別紙の 133 名を町田市障がい児就学相談委員会委員に委嘱及び任命するものでございます。任期は 2013 年 5 月 31 日までとなります。委嘱、任命する委員の一覧につきましては別紙に添付のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○岡田委員 133 名の委員というのは随分数が多いようなんですけれども、これは部会などに分かれているからでしょうか。

○指導課担当課長 そのとおりでございます。分科会に分かれてその業務を執行するためにこのような形となっております。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 28 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 29 号「町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の任命及び解任に

ついて」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第29号についてご説明申し上げます。町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の任命及び解任についてでございます。

本件は、町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会設置要綱に基づき、2010年6月18日から2年間の任期で委嘱または任命いたしました9名の入退級相談委員のうち、別紙の2名が人事異動等のため、委員を続けることができなくなりましたので解任し、別紙の2名を新たに入退級相談委員に任命するものでございます。任期は2012年5月31日まででございます。任命並びに解任の一覧につきましては別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第30号「町田市特別支援教育推進委員会委員の任命及び解任について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第30号についてご説明申し上げます。町田市特別支援教育推進委員会委員の任命及び解任についてでございます。

本件につきましては、町田市特別支援教育推進委員会設置要綱に基づき、2010年6月18日から2年間の任期で委嘱または任命いたしました19名の特別支援教育推進委員のうち、別紙の3名が人事異動等のため、委員を続けることができなくなりましたので解任し、別紙の3名を新たに特別支援教育推進委員に任命するものでございます。任期は2012年5月31日まででございます。任命並びに解任の一覧につきましては、別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑

を終了します。

お諮りします。議案第 30 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第31号「第27期町田市社会教育委員の解嘱および委嘱について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 31 号についてご説明申し上げます。第 27 期町田市社会教育委員の解嘱および委嘱についてでございます。

本件につきましては、町田市立中学校 P T A 連合会の役員交代に伴いまして、町田市立中学校 P T A 連合会からの推薦により、町田市社会教育委員に委嘱していた太田幹也氏を解嘱するものとし、後任として、町田市立中学校 P T A 連合会役員である野澤滋享氏を、社会教育法第 15 条に基づき、委員として委嘱するものでございます。任期は前任者の残任期間である 2012 年 4 月 30 日までとなります。委嘱のそれぞれにつきましては、別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 31 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第32号「町田市文化財指定基準の制定について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 32 号についてご説明申し上げます。町田市文化財指定基準の制定についてでございます。

本件につきましては、町田市文化財保護審議会において、統一した客観的基準で文化財の指定を行うため、制定するものでございます。その指定基準の内容につきましては、別紙にあるとおりでございますが、文化財保護審議会からこの内容による建議を受けたものでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○井関委員 今まではどういうふうにやって指定をしていたのでしょうか。

○生涯学習課文化財担当課長 今までは町田市文化財保護審議会に諮問し、そこで協議をした結果ということで、統一した基準がありませんでした。それで今回これを制定したものです。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 32 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第34号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 34 号についてご説明申し上げます。町田市立学校学校支援地域理事の任命についてでございます。

本件につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第 13 条の 4 の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長より推薦がありましたので、2011 年 4 月 1 日付で任命するものでございます。任期は 2012 年 3 月 31 日まででございます。各学校の支援地域理事につきましては別紙の一覧のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○井関委員 今年は全校がこの地域理事を任命すると思うのですが、もうこれで全部終わりですか。あとまだ数校残っているのですか。

○学校教育部次長（兼）教育総務課長 今回提案したのは、4 月 1 日付で 5 校ということで、残りは、大戸・武蔵岡が合同ですので、それを除いて 55 校ですか、まだこれから学校長から推薦がございます。

○井関委員 では、これからどんどん来るということですね。

○学校教育部次長（兼）教育総務課長 はい、そうです。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第 2、月間活動報告に入ります。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会関係の主な活動状況についてご説明申し上げます。

5 月 13 日の金曜日に前回の教育委員会定例会がございました。同日、保護司会の定期総会がございましたので、それに出席し、ごあいさつをさせていただいております。

翌 14 日の土曜日ですが、文化交流センターで町田市表彰式が開催されましたので、これに出席をいたしました。

明けて 16 日の月曜日ですが、町田第一中学校に対する市教委訪問ということで、終日、学校を訪問してまいりました。

17 日、火曜日ですが、町田市立公立小学校 P T A 連絡協議会定期総会が教育センターで開かれましたので、委員長初め各委員と出席をしてまいりました。

同日、この 4 月の異動で転出した指導課長、統括指導主事の現在の赴任校を訪問してまいりました。あわせて、東京都教職員組合の役員交代がありましたので、懇談の機会を持っております。

18 日、水曜日ですが、東京自治会館において、東京都市教育長会の定例会が開催されましたので、これに出席をいたしました。

同日、国際版画美術館で開催されております駒井哲郎展の第 2 部を見学してまいりました。

翌 19 日、木曜日ですが、定例校長会がございました。

同日、大戸・武蔵岡小中一貫校呼称検討委員会が大戸小学校で開催されましたので、委員会の各委員の皆様にご挨拶をお渡ししてまいりました。

20 日、金曜日ですが、退職校長会の定期総会が開かれましたので、委員長とともに、これに出席しております。

21 日の土曜日ですが、小中学校の運動会が開かれましたので、委員長初め各委員の皆様とともに、各校を訪問しております。

同日、薬師池公園にごございます国指定の重要文化財である旧永井家の屋根の葺き替え

の見学会がございました。これに伺ってまいりました。委員長ほか委員の皆様も見学に加わったところでございます。

同じ日、2011 年度「町田市版事業仕分け」が文化交流センターで開かれましたので、これに参加をいたしました。教育委員会関係では、公民館と、副次的に堺市民センターの図書館が対象になっております。

同じ日に、町田市立中学校 P T A 連合会の総会と懇談会が町田第一中学校ほかで開催されましたので、委員長ほか各委員の皆様と出席をいたしました。

総合水防訓練が、翌日の 22 日の日曜日に開かれました。これに出席をしております。鶴川クリーンセンターで行われたものでございます。

23 日、明けて月曜日ですが、小山中央小学校の市教委訪問がございましたので、学校に伺っております。それから、その日、教育委員会臨時会が開かれたところでございます。

24 日、火曜日ですが、中学校教科用図書協議会委員委嘱状交付式が開かれましたので、それぞれの委員に委嘱状をお渡しいたしました。

25 日、水曜日ですが、中学校の職場体験推進協議会の会議、これは 26 市都市教育長会の会議でございますけれども、私が担当になっておりますので、都庁で開かれましたこの会議に出席をしてまいりました。

同じ日、町田税務署におきまして、租税教育推進協議会が開かれましたので、これにも出席し、ごあいさつをしてまいりました。

26 日並びに 27 日につきましては、岐阜県岐阜市で全国都市教育長会の協議会が開催されました。この協議会におきましては、研究発表として、都市教育長会から小平市が担当として、小平市の教育長さんが発表されましたので、出席をしてまいったところでございます。

裏面に参りまして、5 月 31 日ですが、先ほど議案にもございました町田市文化財指定基準の建議書受領ということで、文化財保護審議会の会長から建議書の受領をしたところでございます。

同日に、東京都の教育委員会の管理主事訪問がございまして、校長会の役員等と意見交換をさせていただきました。

一昨日、教育委員会臨時会が 6 月 1 日、水曜日にございました。これに出席をしております。

以上です。

○委員長 両部長から何か補足がございましたらお願いします。

○学校教育部長 特にございません。

○生涯学習部長 特にございません。

○委員長 今の活動報告の中で、31日に管理主事訪問があったということですが、都から市へ、あるいは市教委へ、特段の指摘とか連絡とか、何かございましたか。

○教育長 特に指摘というものはございませんでしたけれども、意見交換の中でよく出ていたのは、いわゆる学校管理職の不足状況が続いておりますので、やはりそのことに関連した意見のやりとりが中心だったように記憶しております。

○委員長 たしか昨年、副校長職の多忙のことが何か話に出たように記憶しているのですが、それについてはその後、推移はありますか。

○教育長 今回そのことが管理主事訪問で話題にはなっておりませんが、そのことも受けて、教育委員会内部で、業務軽減の前提となるさまざまな条件整備というもののどんなものがあるのか。例えば副校長の業務軽減に密接にかかわる学校事務職員のありようについてはどうなのか。そういうことについては検討を指示しているところです。また、あわせて校長会のほうで、それぞれの当事者である副校長に直接アンケート調査もしております、その結果についてもいただいておりますので、その辺も加味しながら、さらに具体的な検討をしたいというふうに考えております。

○委員長 具体的な検討をこれから進めるわけですが、一定の成案というか、考え方が示されるのは、おおよそどのあたりになりましょうか。

○教育長 まず、今申し上げた条件整備としてどんなものが考えられるかという部分については、少なくとも今年度中に方向性は出したいというふうに考えております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質問はありますか。——よろしいですか。

それでは、各委員から発言をお願いします。

○井関委員 市民大学の公開講座に出席したことだけ1件報告いたします。

5月22日、日曜日に開催されました人間科学の講座で、現在、東洋英和女学院学長の村上陽一郎先生による「人間にとって科学とは何か」というテーマの話でした。予定では月曜日の夜に行う講座なんですけれども、東日本大震災の影響で、夜間の講座を日曜日昼間に変更して実施されたものです。久しぶりに哲学というか、物事の基本の話を聞く機会となりました。

そもそも日本語の「科学」という単語は、明治時代、英語の「サイエンス (science)」を翻訳したもので、中国から来た言葉ではない。それから、サイエンスも古い言葉ではなく、19 世紀半ばごろから使われ始めたとのことでした。

科学は一般社会とは無縁だったのですけれども、第 2 次世界大戦の前ごろから少しずつ変わって、ナイロンの発明、原爆の国家計画と変わって、科学研究の成果が産業や国家行政を媒介として、一般に生活者と深くかかわるようになってきた。

現在は、社会的課題の意思決定をするのは、専門家による専決のメカニズムが動いていて、参画したり関与するのは行政、企業、科学の専門家で、いや応なく関係してくる一般生活者というのは意思決定からは締め出されている。専門家といっても狭い範囲のものなのに、問題は広範にわたってきている。

そこで、決定までに時間はかかるけれども、消費者や生活者を含むすべての関与者が共通の土俵の上で熟議を図る。熟議という単語をわざわざ引用されていました。参加型技術評価が望ましく、裁判員制度はまさしく同じような精神で走っているといえるということだそうです。町田市の市民参加型の自由計画も近いのではないかなと思います。

最後のまとめは、市民参加者の資格なんです、「専門家と同じ知識を持つ必要は全くないが、常識的な理解力と総合的な判断力が求められる」でした。話は飛ぶのですけれども、教育委員会制度における教育委員というのはレイマンと言われています。辞書を見ると、素人というのですが、しかし、ここでは単なる素人ではなく、一般的な常識、経験が豊かであれば、教育の専門家でなくてもいいというふうにとらえています。大変よく似た考え方でびっくりしました。小中学校の教科書の採択などもこのような考えで行われているのだろーうと思いました。

以上です。

○委員長 時間が押しておりますので、質問その他は省略させていただきたいと思います。

○岡田委員 私は 28 日、東京大学五月祭教育フォーラム 2011「教育×震災～今、私たちにできること」ということで行ってまいりました。これは、毎年、教育フォーラムは開かれていまして、座長は学生。これはインカレのサークルですので、実際には早稲田大学の学生さんが座長、司会を仕切っていらっしゃいました。鈴木寛文部科学省副大臣が顧問のような形で毎年参加されています。

今年は、阪神・淡路大震災の経験を生かしたボランティア活動をされている団体の代表の方、それから東北大学の学長先生がゲストとしてお見えでした。昨年開かれたフォーラ

ムは、地域に開かれた学校ということで、テーマが地域の方に非常に関係することだったので、半数以上が社会人の方、地域の方だったのですが、今年は大学生のほうが、数としてはやや多かったように思います。

そして、話のテーマとしては、今自分に何ができるかということで、長期的なボランティア活動、支援をしていく上では大学生の力というのは非常に期待される場所であるという話がメインでした。

ただ、それ以外のところでも、いろいろ印象に残ったことがありまして、特に教育委員会として印象に残った言葉は、「学校というのは震災のときに避難所になる場所である。学校というのはその地区において最も安全な場所であってほしい。」このことにほとんどの方がうなずいておられました。

今後はそのことを念頭に学校設備の整備、まず耐震はもとより、体育館が避難所として使われることが多いので、トイレ等の衛生設備をきちんとすること、それから防寒、また防暑というのですか、暑いときの対策がとれるような形での体育館をつくっていききたいというような話がここで出ていました。

ただ、これは町田のような、首都圏の、それ以外の設備があるところに果たして全く適用されることであるかどうかということは、私たちが、また私たちの現状を把握しながら考えていかなければいけないことだと思いますけれども、ただ、やはり震災など、そういった災害のときに学校が地域の1つの要になるということは、私たちも常に念頭に置いて、今後も開かれた学校、地域と一緒に歩いていく学校づくりということで、非常に教訓として心にとめておきたいことだと思います。

以上です。

○高橋委員 5月20日、小山田南小学校での読み聞かせ講習会に講師として招かれました。小山田南小学校では、以前より保護者の方々が読み聞かせのボランティアをされてきたようですが、組織的ではなく、各学級の保護者が自主的に行う形であり、学年やクラスごとにボランティアの数もばらつきがあったそうです。

そこで、学校は、学校支援ボランティアコーディネーターのお2人とともに、読み聞かせを全体的にどのクラスも定期的に行うために、組織づくりを今年度から始められました。まずは保護者の方々に改めて読み聞かせのボランティアを募り、その結果として、ボランティアの人数が、学年やクラスにやはりばらつきがあったので、地域の方々からも広く募集することにしたそうです。募集したところ、次々と地域の方々から名乗りを上げてくださ

り、途中で募集を打ち切るほど来てくださったそうです。

その地域のボランティアの方々は、保護者のボランティアが少ないクラスに配置され、全校的にどのクラスも定期的に読み聞かせができる体制ができたそうです。地域の方々11名は、既にお子さんが成人された方々がほとんどで、中にはお孫さんがいらっしゃったり、また、子どもが学校へ通っていた20年以上前に読み聞かせをしていたという方や、全く初めての方とさまざまでした。

今回そのようにして集まれた保護者と地域のボランティアの読み聞かせの方々に、読み聞かせの意義や実際の方法など話してきましたが、地域ボランティアの方々は11名中9名が参加され、大変熱心に聞いてくださいました。また講習会后、一人一人が感想やこれからの意気込み、思いなどを話してくださり、校長先生を初め、保護者の方々、そして私も、その熱意と地域の方の子どもを思う思いに胸が熱くなりました。きっとその熱い思いは、読み聞かせを通して子どもたちの心に伝わっていくと思います。学校支援ボランティアコーディネーターの方がこのように保護者と地域と学校をつなげ、よりよい教育をされていくことを大変うれしく思いました。これからも見守り続けたいと思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

せっかく報告していただいたのですが、時間が押しておりますので、今日はそこまでにしておきたいと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。

学務課です。

○学務課長 町田市立小・中学校選択制度等検討委員会設置要綱の制定についてご報告を申し上げます。

町田市では2004年度児童・生徒から学校選択制度を実施しております。通勤距離やその他の理由で指定校以外の学校を選択することができる制度で、一定の成果が出てきているものと思っております。しかしながら、教室等の不足等により、受け入れのできない学校が出てきていることとか、また地域との関係の希薄化が起こっている。あるいは通学の安全面の問題など、さまざまな課題も同時に出てきております。こうしたことから、改めて制度の検証と見直しを行うため、委員会を設置するものでございます。また、当委員会では、学校選択制度と同様に、通学区域の弾力化のための制度である就学指定校変更制度に

についてもあわせて検討していく予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長 ただいまの報告で何か質問はありますか。8年がたって、一定の成果はあるけれども、課題も見えてきたということで、こういう要綱をつくるのですが、学校選択制度の廃止を前提としたものではないんですね。

○学務課長 そういったものではございません。検証をしながら見直していくという考え方でございます。

○委員長 ほかにございますか。——よろしいですか。

では、続いて図書館。

○図書館副館長 第二次町田市子ども読書活動推進会議設置要綱の制定についてご報告いたします。

第二次町田市子ども読書活動推進計画を昨年策定いたしましたけれども、こちらでは図書館を初め関連各課で31の事業に取り組んでおります。その事業の進捗状況の把握や、各課で連携する事業もありますので、その総合調整、情報交換などを行うことを目的として、第二次町田市子ども読書活動推進会議を設置するための要綱を制定いたしました。推進会議の委員は、別表にあるとおり14人の方をお願いし、任期は2年となります。

以上です。

○委員長 以上で報告は終わりました。

何か質問はございますか。

以上で報告事項を終了いたします。

休憩いたします。議案第33号関係者のみお残りいただきたいと思います。

午後0時19分休憩

午後0時21分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上をもちまして町田市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後0時23分閉会